

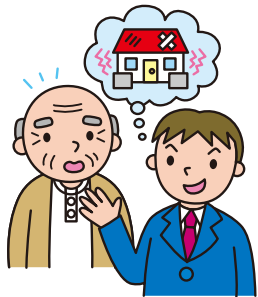
こんにちは！消費生活センターです 南島原市消費生活センター ☎0957(82)3010

しつこい勧誘で230万円の契約!! ～高額契約は慎重に～

●相談事例

4日前「屋根の日照時間を調査させてください」と家に電話があり、調査だけだと思ひ了承した。すると昨日、家に業者が来て「お宅は他の家よりも日照時間が長い。太陽光発電システムを取付けば、売電して儲けが得ます。さらに月々の電気代も安くなりお得ですよ」と勧誘された。金額は250万円と聞き、高額でとても払えないと言ったが、業者は引き下がってくれず、家族に相談すると言っても「今なら20万円値引きできる」とまくし立てられ、勧誘は3時間も続いた。考えることに疲れ、もう帰って欲しくて結局230万円を15年のローンで契約してしまった。

今になって思えば、15年も支払い続けられるかとても不安だ。解約できないだろうか。【市内 60代 男性】



●消費生活センターからの助言

南島原市消費生活センターでは、エコに関連する相談を昨年4月からこれまでに8件受けています。事例のように契約金額はその他の契約と比べ高額であり、長時間におよぶ勧誘を受け契約してしまったという相談が目立ちます。

高額な契約をする場合、複数の業者から見積もりをとるなどして、契約の前によく考えるようにし、必要ないと思うときには、きっぱりと断りましょう。

訪問販売をきっかけにした契約は8日以内であればクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎている場合でもあきらめず、早めに消費生活センターにご相談ください。

男女共同参画週間 6月23日(土)～29日(金)
『あなたがいる わたしがいる 未来がある』
問 人権・男女共同参画室 ☎050(3381)5035

普通救命講習会の受講者募集

問 健康対策課 ☎050(3381)5141

正しい救急法の知識と技術を身につけ、日常生活での事故等の緊急時に、適切な対応ができるようになることを目的として、下記の日程で普通救命講習会を開催します。お気軽にご参加ください。自分の大切な家族、友人、そして隣人の命を守り救うために、そして見知らぬ市民同士がお互いに「命を慈しみ合う」安心・安全で温かな社会を作るために、勇気を持って救急蘇生法を学んでみませんか。

●日程

実施日	会場
7月3日(火)	口之津保健センター
7月4日(水)	北有馬保健センター
7月5日(木)	有家保健センター
7月6日(金)	深江公民館

日程は左記のとおり 時間：午後1時30分～4時30分

対 18歳以上の市民 各会場30人

料 無 料

内 自動体外式除細動器(AED)を使った普通救命講習会
市のAED貸し出し手続きについての説明

※講習修了者には、普通救命講習修了証を交付

対 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望日を電話で申し込んでください。

日 6月22日(金)

●講師／島原地域広域市町村圏組合 南島原消防署



児童手当について

平成24年4月から「子ども手当」に代わり、「児童手当」が支給されるようになります。

問 こども未来課 ☎050(3381)5050

●手当額

・0～3歳未満(一律)

15,000円

・3歳～小学校修了前

(第1子、第2子)

10,000円

・3歳～小学校修了前
(第3子以降)

15,000円

※「第3子」の数え方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

・中学生(一律)

10,000円

●所得制限

平成24年6月分の児童手当から所得制限があります。

所得制限以上の収入に對しては、児童1人につき5、

000円を支給します。

なお、所得制限は前年度の所得などを確認して判定します。

●支給月

6月、10月、翌年の2月に前4カ月分を支給します。

※平成24年6月の支払いについては、平成24年2、3月分が「子ども手当」、平成24年4、5月分が「児童手当」として支給されます。

●手続き

子ども手当の受給者は、継続認定されるため手続きは不要です。

ただし、平成24年6月に受給者全員が現況届を提出する必要があります(6月以降に現況届提出依頼の通知を郵送します)。

●届出

次のような場合は、15日以内に届出を行ってください。

・受給者が市外に転出するとき

・出生、死亡などにより支給要件児童数に増減があったとき

・受給者または養育している児童の住所を変更したとき

・受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

・戸籍届出により生計の主たる者が変わったとき(婚姻、離婚、養子縁組、死亡等)

※その他、届出が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



「安全・安心な南島原市をめざして」
南島原警察署からのお知らせ
問 南島原警察署 ☎0957(86)2110

協見運転・ぼんやり運転による交通事故防止

南島原警察署管内では追突による交通事故が多く発生しています。運転手一人ひとりが注意して、事故をなくしましょう。前方注視を確実に！

『協見運転』

・落ちた荷物などを拾い上げようとして、前方から目をそらす。

・音楽、ラジオを聴くとして、スイッチ類に目を移す。タバコや携帯メールなどを見るため、前方から目を離す。

『ぼんやり運転』

・ぼんやりと前の車についていき、赤信号を見落とす。・道路が単調なため緊張感が薄れ、横断者や減速した車に気づくのが遅れる。

・運転中に他の事を考え、運転に集中できない。

※前の車をしっかりと確認し、車間距離を広く取って余裕のある運転をしましょう。また、路面が濡れていると滑りやすくなります。制動距離(停止する距離)も長くなるので速度を控えて走りましょう。